

## **第二期**

# **十和田市子ども・子育て支援事業計画**

**2020（令和2）年3月**

**青森県 十和田市**



## はじめに



十和田市では、これまでの十和田市次世代育成支援行動計画を踏まえ、2015（平成27）年度から5年間を計画期間とした「十和田市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、この計画の基本理念である「いつでも親子の笑い声が聞こえるまち、くらしに感動ができるまち、とわだ」の実現に向け、幼児期に質の高い学校教育・保育を総合的に提供するなど、地域の子ども・子育て支援施策の充実に努めてまいりました。

しかしながら、少子化・核家族化が進行するとともに、子どもの貧困問題などが表面化したことから、多様な幼児教育・保育のサービスの充実や妊娠から出産・子育てまでの

切れ目のない支援の仕組みの構築等が求められてきました。

そのため、国においては「幼児教育・保育の無償化」等、子育て世代の経済的負担の軽減をはじめとする総合的な少子化対策を推進していくこととなりました。

このような中、本市では、これまでの「十和田市子ども・子育て支援事業計画」の基本理念を引き継ぎ、子ども・子育て支援法に基づく新しい国の指針を踏まえ、本市の最上位計画である「第2次十和田市総合計画」との整合性を図りながら、すべての子どもが健やかに成長できる社会をめざして「第二期十和田市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

社会情勢の変化や国の制度、市の関連計画、市民ニーズ等に対応しながら、基本理念の実現に向けて、国や県、子育てに関する関係団体と連携のもと、本計画の推進に努めてまいりたいと考えております。

結びに、本計画の策定に当たり、ご審議いただきました十和田市子ども・子育て支援会議委員の皆様、貴重なご意見やご提言をいただきました市民の皆様をはじめ、ニーズ調査にご協力いただきました保護者並びに関係団体の皆様に、心から感謝を申し上げますとともに、本計画の推進に当たり、引き続きご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2020（令和2）年3月

十和田市長 小山田 久



# 目 次



<b>第1章 計画策定にあたって</b> .....	<b>3</b>
1 計画策定の背景と趣旨.....	3
2 計画の位置づけ.....	4
3 他計画との関係.....	4
4 計画期間.....	4
5 制度改正等のポイント.....	5
(1) 子ども・子育て支援法の改正.....	5
(2) 基本指針の改正に係る留意事項.....	5
(3) 児童福祉法改正による社会的養育に関する抜本的な改正.....	6
6 計画の策定体制と住民意見の反映.....	6
7 県や近隣市町村との連携.....	7
<b>第2章 子ども・子育て支援の現状と課題</b> .....	<b>11</b>
1 本市における人口と子ども人口の状況.....	11
(1) 人口と子ども人口等の推移.....	11
(2) 合計特殊出生率の推移.....	12
2 子育て世帯の状況.....	13
(1) 子育て世帯の推移.....	13
(2) 子育て世帯の子どもの人数と主な保育者の状況.....	14
3 保護者の就労・育児休業制度利用の状況.....	16
(1) 就業率の推移.....	16
(2) 母親の就労状況.....	17
(3) 育児休業制度利用の状況.....	22
4 子育て支援事業の利用状況.....	24
(1) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況.....	24
(2) 平日の定期的な教育・保育事業を利用する理由と利用しない理由.....	25
5 施策の進捗評価.....	27
6 本市における子育て支援に関わる現状と課題.....	29

<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>33</b>
1 計画の基本理念等 .....	33
2 計画の基本目標 .....	35
3 施策の体系図 .....	36
<b>第4章 子育てに関する施策の展開</b> .....	<b>39</b>
基本目標1 地域における子育て支援の充実 .....	40
推進施策(1) 幼児教育・保育サービスの充実 .....	40
推進施策(2) 地域における子育ての支援 .....	42
推進施策(3) 子育て支援ネットワークづくり .....	43
推進施策(4) 児童健全育成支援の充実 .....	44
基本目標2 親と子の健康確保および増進 .....	45
推進施策(1) 子どもや母親の健康の確保 .....	45
推進施策(2) 食育の推進 .....	47
推進施策(3) 思春期保健対策の充実 .....	48
基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 .....	49
推進施策(1) 次代の親の育成 .....	49
推進施策(2) 子どもの生きる力の育成にむけた学校教育の整備 .....	49
推進施策(3) 家庭や地域の教育力の向上 .....	49
推進施策(4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進 .....	49
基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備 .....	52
推進施策(1) 安全な道路交通環境の整備 .....	52
推進施策(2) 安全で安心できるまちづくりの推進 .....	52
基本目標5 子育てと仕事の調和の実現 .....	54
推進施策(1) 多様な働き方の実現および男女共同参画社会の推進 .....	54
推進施策(2) 仕事と生活の調和 .....	54
基本目標6 子どもの安全確保の推進 .....	56
推進施策(1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進 .....	56
推進施策(2) 子どもを犯罪の被害から守るための活動の推進 .....	56
基本目標7 要保護児童へのきめ細やかな取組の推進 .....	58
推進施策(1) 児童虐待防止対策の充実 .....	58
推進施策(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進 .....	58
推進施策(3) 障害児施策の推進 .....	58

<b>第5章 子ども・子育て支援事業の展開</b> .....	<b>63</b>
1 教育・保育事業等の提供区域.....	63
2 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計.....	65
(1) 推計の手順.....	65
(2) 子ども人口の推計.....	66
(3) 家庭類型（現在・潜在）別児童数の推計.....	67
3 教育・保育の量の見込みおよび確保方策.....	68
(1) 施設型事業.....	68
(2) 地域型保育事業.....	71
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みおよび確保方策.....	73
(1) 相談支援事業.....	73
(2) 訪問系事業.....	75
(3) 通所系事業.....	77
(4) その他事業.....	81
5 総合的な子どもの放課後対策の推進.....	83
(1) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）.....	83
6 教育・保育の一体的提供と連携の推進.....	85
(1) 質の高い教育・保育の提供.....	85
(2) 教育・保育の一体的提供および推進.....	85
(3) 教育・保育施設と地域型保育事業の連携.....	85
(4) 幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校の連携.....	85
7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保.....	86
<b>第6章 計画の推進・評価体制</b> .....	<b>89</b>
1 計画の推進体制.....	89
(1) 庁内における連携強化.....	89
(2) 多様な主体との連携による推進.....	89
(3) 情報の提供・周知.....	89
(4) 広域的な連携.....	89
2 計画の評価体制.....	90
(1) 計画の評価・進行管理.....	90
(2) 計画の見直し・改善.....	90

資料編	93
1 幼児教育・保育の無償化について	93
(1) 幼児教育・保育の無償化の実施に関する主な経緯	93
(2) 幼児教育・保育の無償化の趣旨	93
(3) 無償化の対象者・対象範囲等	94
2 十和田市子ども・子育て支援会議	96
(1) 十和田市子ども・子育て支援会議条例	96
(2) 委員名簿	97
(3) 会議の開催日と審議内容	99

**◆年号記載方法について**

2019年5月の改元に伴い、本文中の年号は2020（令和2）年のように、西暦と和暦を併記しております。

なお、グラフおよび表における記載は西暦表記としております。







# 第1章

## 計画策定にあたって







# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の背景と趣旨

十和田市（以降「本市」という。）では、2012（平成24）年8月の「子ども・子育て関連3法」の成立を受け、「十和田市次世代育成支援行動計画（後期計画）」の施策を踏まえながら、2015（平成27）年度より5か年を計画期間として「十和田市子ども・子育て支援事業計画」（以降「第一期計画」という。）を策定しました。

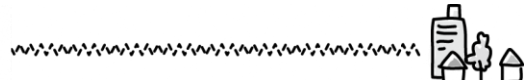
それまで本市では、次世代育成支援対策推進法に基づき「次世代育成支援行動計画」を策定し、「水と緑の輝くこのまちで 家庭や地域が手を携えて 個性豊かな子どもを育てよう」を基本理念に、子育て支援の充実をはじめ、子どもの教育や生活環境の整備等、7つの基本目標を掲げ幅広い施策を展開してきました。

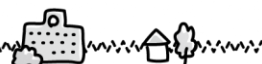
第一期計画では、ニーズ調査等における様々な意見等を踏まえるとともに、“親と子どもの幸せを考える”といった視点に立った取り組みを進めるべく、これまでの基本理念に「いつでも親子の笑い声が聞こえるまち ぐらしに感動ができるまち とわだ」を加え、7つの基本目標を踏襲しながら、「十和田市総合計画」をはじめ、「十和田市障がい者基本計画」、「十和田市健康づくり基本計画」、「十和田市男女共同参画社会推進計画」等との整合性を図り、施策に取り組んできました。

一方で、全国的に少子化の流れは留まることなく、さらに子どもの貧困問題が表面化したことで、国は2017（平成29）年6月に「子育て安心プラン」を公表し、幼児期の教育および保育の重要性に鑑み、子ども・子育て支援法の一部を改正した「子育てのための施設等利用給付」を創設、「幼児教育・保育の無償化」等の措置を講じることで、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を始めとする総合的な少子化対策を推進していくことになりました。

これを受け本市では、中間年である2017（平成29）年度に第二期計画における「保育の量の見込み」の見直しを行うとともに、第一期計画の施策・事業の進捗評価等を行い、市の現状と今後の子ども・子育て支援における課題を整理することを目的として、2018（平成30）年度に子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査を実施しました。「十和田市子ども・子育て支援会議」等で議論を重ね、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の見込量などを勘案した結果、保育の質の確保などの提供体制の充実を盛り込んだ「第二期十和田市子ども・子育て支援事業計画」（以降「本計画」という。）を策定しました。

本計画では、「幼児教育・保育の無償化」等の少子化対策を確実に実施できるよう、「第2次十和田市総合計画」をはじめ、本市の各計画等との整合性を図り、市内に居住する社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもに対し、「子どもの最善の利益」が実現できる事業を展開し、身近な地域において質の高い教育・保育および地域子ども・子育て支援事業を計画的に推進し実施することとします。





## 2 計画の位置づけ

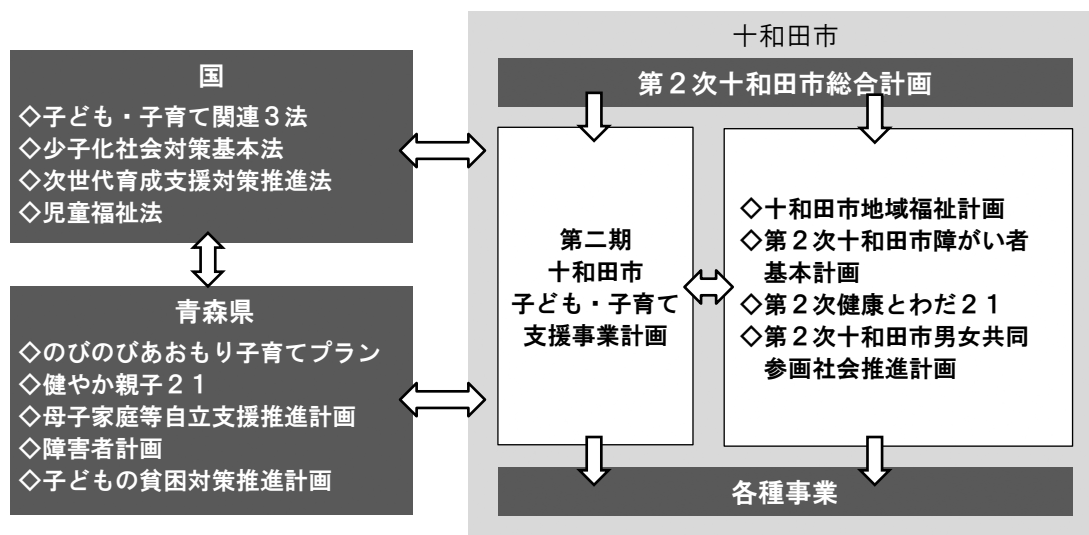
本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として、国の定めた基本指針に即して、策定するものです。

また、2014（平成26）年4月に改正次世代育成支援対策推進法が成立し法の有効期限が10年間延長されたため、これまで本市が取り組んできた次世代育成支援行動計画を踏まえて、子ども・子育て支援に係る様々な分野の施策を推進施策として位置づけ、これらを総合的・一体的に進めるため、既存計画との整合性を図って推進していきます。

## 3 他計画との関係

本計画の策定にあたっては、関連する「第2次十和田市総合計画」をはじめとする「十和田市地域福祉計画」「第2次十和田市障がい者基本計画」等との整合性を図りました。

■ 他計画との連携



## 4 計画期間

本計画の期間は、法に基づき2020（令和2）年度から2024（令和6）年度までの5年間とし、2019（令和元）年度に策定しました。

■ 計画期間

2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
十和田市子ども・子育て支援事業計画									
					第二期十和田市子ども・子育て支援事業計画				



## 5 制度改正等のポイント

### (1) 子ども・子育て支援法の改正

2018（平成30）年4月1日施行の「子ども・子育て支援法一部改正」により、保育の需要の増大等に対応するため、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げるとともに、当該拠出金を子どものための教育・保育給付の費用の一部に充てることとする等の措置を講じました。

2019（令和元）年5月10日には「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が成立したことにより、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育・保育等を行う施設等の利用に関する給付制度の創設等の措置を講じることとなりました。

#### ① 幼児教育・保育の無償化

2019（令和元）年10月より、3歳から5歳までのすべての子どもに加えて0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもに対して、幼稚園・保育所・認定こども園や認可外施設においても費用の無償化を実施すること。

#### ② 放課後児童クラブの受け皿拡大

女性の就業率の上昇等による共働き家庭の「小1の壁」「待機児童」解消を目指した新たな目標に向け、放課後児童クラブのさらなる受け皿拡大などの事業整備を行うとともに、子どもの自主性、社会性のより一層の向上を図りながら子どもの健全な育成を目的とする放課後児童クラブの役割を徹底すること。

#### ③ 広域調整の促進による待機児童の解消

待機児童の解消に向けた対策として、市町村間で利用者を広域調整するために都道府県が協議会の設置のまとめ役となり、関係する市町村や保育事業者が参加しながら広域での待機児童解消を目指すこと。

### (2) 基本指針の改正に係る留意事項

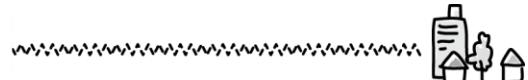
制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるため、以下の4点が追加されました。

#### ① 幼児教育アドバイザーの配置・確保

幼児教育・保育の質の向上に資するよう、市町村は教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等に努めること。

#### ② 幼稚園や保育を必要とする幼児の預かり保育の利用希望への対応

幼稚園の利用希望または保育を必要とする幼児の預かり保育の利用希望に対応できるよう、市町村等は適切に量を見込み、確保の内容についても公立幼稚園の入園対象年齢の引下げ等も含め検討すること。



### ③ 外国につながる幼児への支援・配慮

国際化の進展に伴って外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、市町村等は保護者および教育・保育施設等に対し必要な支援を行うこと。

### ④ 地域子ども・子育て支援事業の見込量等

- ・子育て短期支援事業の量の見込みは、ニーズ調査の結果に加え、市町村における児童虐待相談等から、本事業の活用が想定される数を算出し、量の見込みに加えるなど適切な補正を行うこと。
- ・利用者支援事業の見込みは、地域子育て支援拠点事業における量の見込みや、子育て世代包括支援センターの設置を見据えた見込みとなるよう留意すること。
- ・放課後児童健全育成事業の見込みは、可能な限り学年ごとに量の見込みを算出すること。

## (3) 児童福祉法改正による社会的養育に関する抜本的な改正

2016（平成28）年6月の改正によって、すべての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策強化を図るため、市町村において子ども家庭総合支援拠点および子育て世代包括支援センターの設置、市町村や児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等を講じることとなりました。また、2018（平成30）年7月に示された「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」に基づき、すべての子どもが地域でのつながりを持ち、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもの自立支援等に至るまで、切れ目のない支援を受けられる体制の構築を目指すこととなりました。

## 6 計画の策定体制と住民意見の反映

本計画の策定体制として、2013（平成25）年に設置した、市民公募委員、学識経験者、関係団体代表などの委員で構成される「十和田市子ども・子育て支援会議」があります。「第一期計画」策定時と同様に、計画策定に対する意見を求めるとともに、計画策定に必要な検討課題に関する審議結果を計画に反映しました。

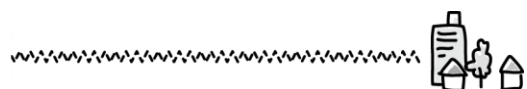
また、本市の子育て支援等に関わるニーズの把握のため、2019（平成31）年1月に子育て中の保護者を対象としたアンケート形式のニーズ調査を行いました。その調査結果から得られた子育ての現状や今後の子育て支援に係る意向等は、新たなサービスの目標事業量等の設定や子育て支援施策推進の検討資料として活用しました。計画書（最終案）ができた段階においてパブリックコメントを行い、市民から得られた計画最終案に対する意見等を精査しながら、必要に応じて会議で協議・考察した上で、計画書への反映に努めました。



## 7 県や近隣市町村との連携

子ども・子育て支援事業のニーズ量の設定や確保策にあたっては、市民の必要なニーズ量が確保できるよう、庁内の関係部署が県や近隣市町村と協議・調整を行いながら、相互に連携を図りました。

子ども・子育て支援の実施にあたっては、市民が希望するサービスを利用できるよう、地域資源を有効に活用し、地域の実情に応じた市町村域を超えたサービスの利用や、個々のサービスの特性に留意する必要があるため、県や近隣市町村・保育事業者等との連携と協働に努めました。









## 第2章

# 子ども・子育て支援の 現状と課題





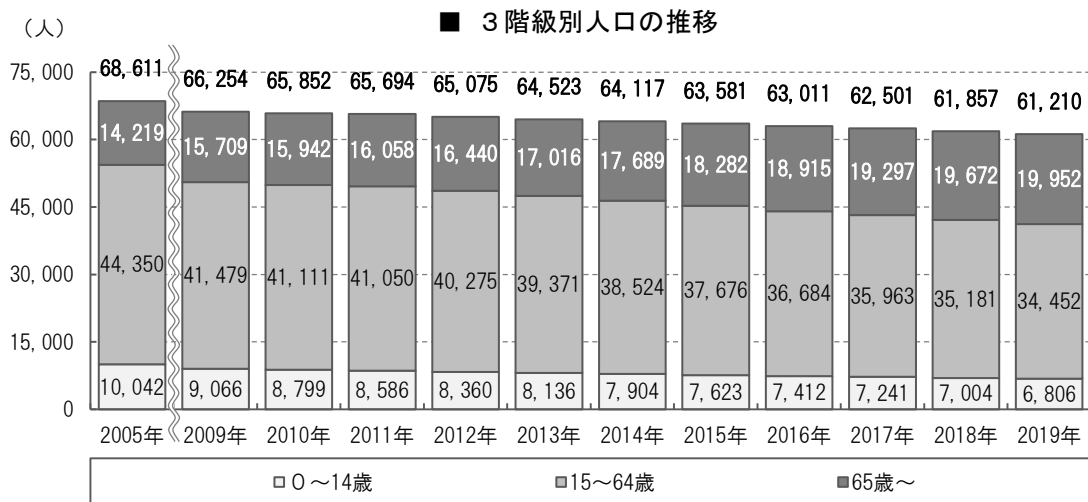


## 第2章 子ども・子育て支援の現状と課題

### 1 本市における人口と子ども人口の状況

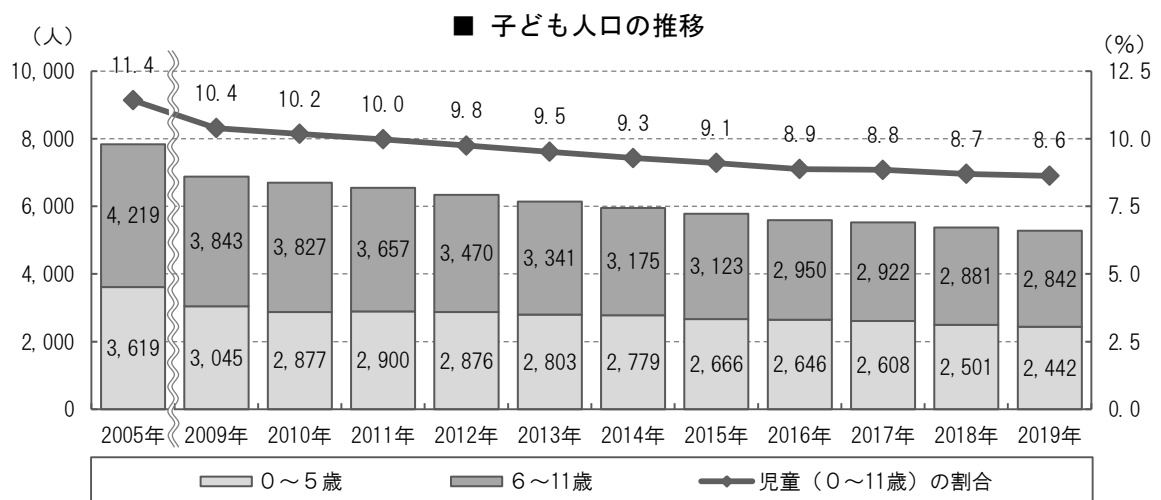
#### (1) 人口と子ども人口等の推移

本市の人口は2005（平成17）年以降、減少し続けています。3階級別人口をみると、2005（平成17）年以降老年人口（65歳以上）は増加し、生産年齢人口（15～64歳）、年少人口（0～14歳）は減少しています。



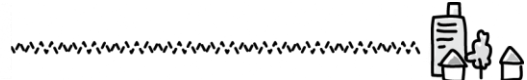
資料：住民基本台帳（各年3月31日）

2005（平成17）年以降、総人口の減少割合よりも子ども人口（就学前児童および小学生）の減少割合が大きいことから、総人口に対する児童（0～11歳）の割合は2019（平成31）年には8.6%となり、2005（平成17）年から2.8<sup>ポイント</sup>低くなっています。



※児童（0～11歳）の割合は総人口に占める児童の割合

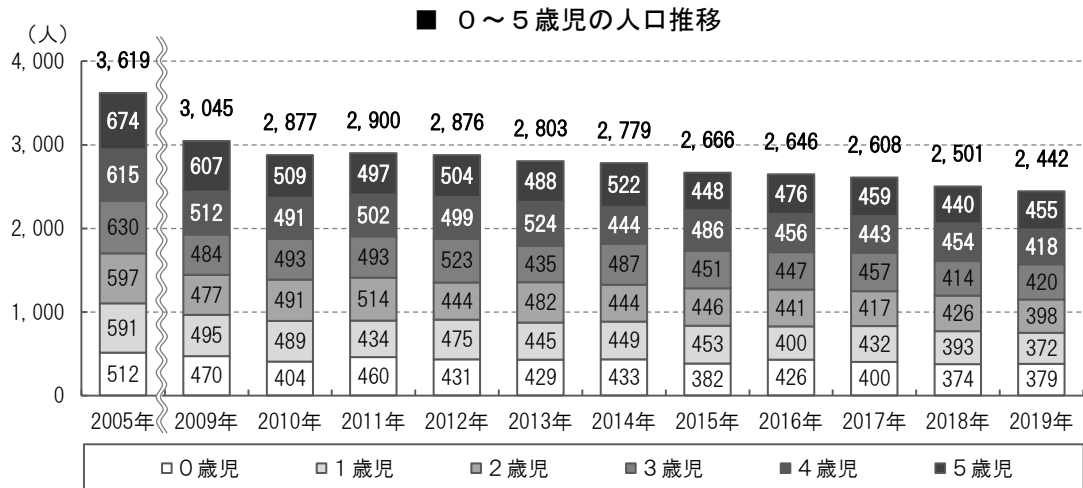
資料：住民基本台帳（各年3月31日）





さらに就学前児童（0～5歳）の1歳ごとの人口推移をみると、2009（平成21）年から2019（平成31）年にかけていずれの年齢も100人前後減少し、全体では603人（19.8%減）減少しています。

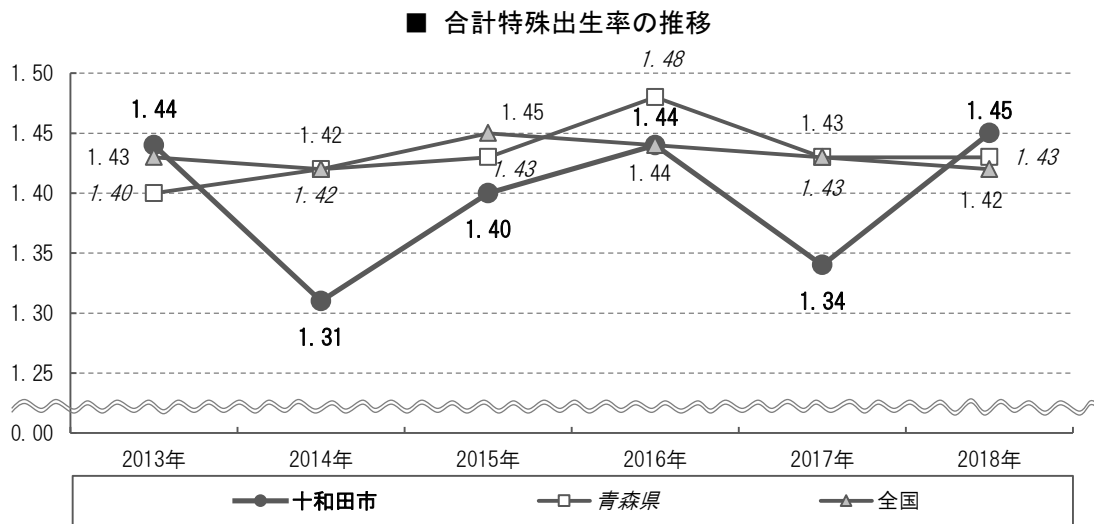
このように0～5歳児人口・生産年齢人口（15～64歳）がともに減少していることから今後も児童数の減少は続くものと見込まれます。



資料：住民基本台帳（各年3月31日）

## （2）合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は、変動が大きいものの1.3～1.4台で推移しています。2018（平成30）年は1.45となり、全国・県の値を上回っています。



※合計特殊出生率：15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの

資料：青森県人口動態統計



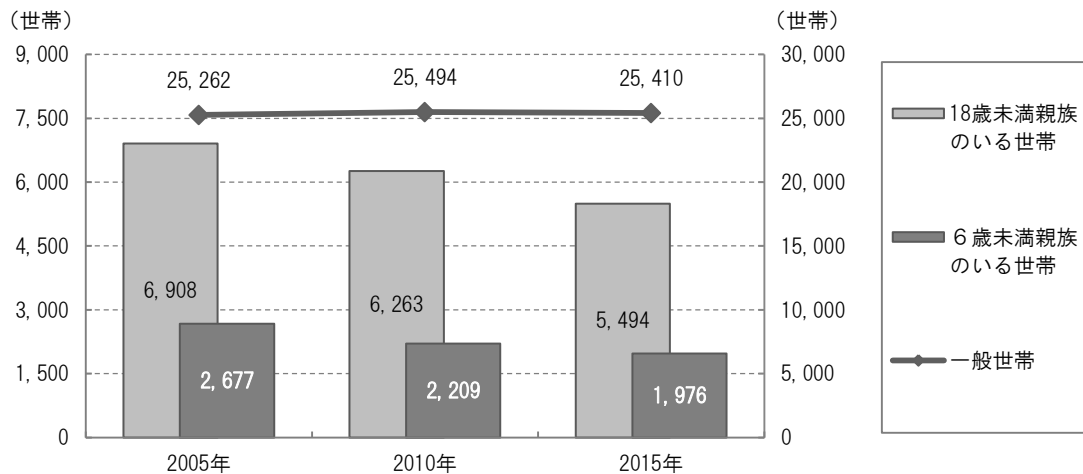


## 2 子育て世帯の状況

### (1) 子育て世帯の推移

2005（平成17）年から2015（平成27）年の子育て世帯の推移をみると、一般世帯は横ばいで推移しているものの、6歳未満親族のいる世帯、18歳未満親族のいる世帯はともに減少しています。

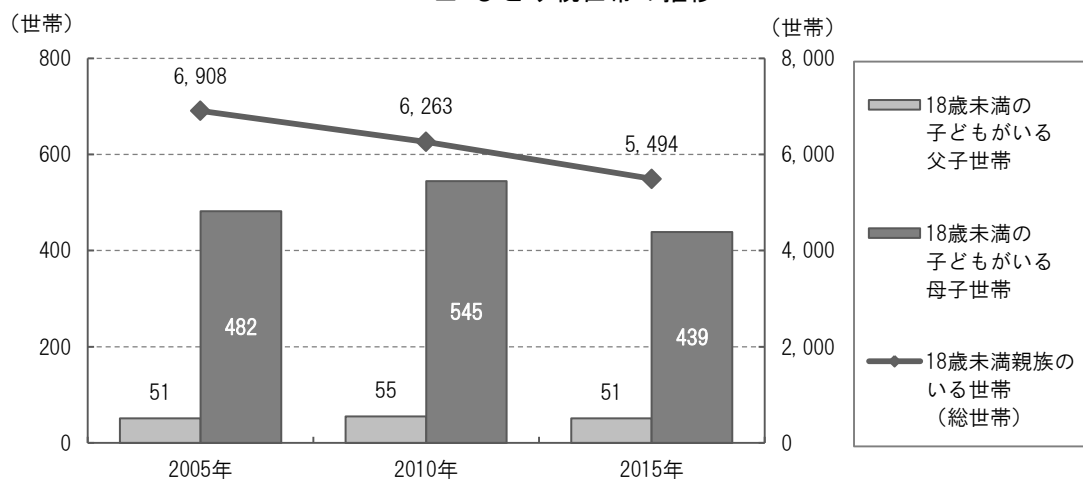
■ 子育て世帯（18歳未満の子どもがいる世帯）の推移



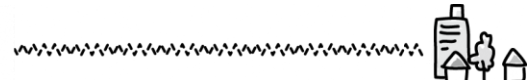
資料：国勢調査

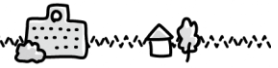
ひとり親世帯の推移をみると、18歳未満親族のいる世帯の総世帯数は大きく減少しているものの、父子世帯は横ばいで推移しています。母子世帯は2010（平成22）年に増加しますが、2015（平成27）年にかけては減少しています。

■ ひとり親世帯の推移



資料：国勢調査





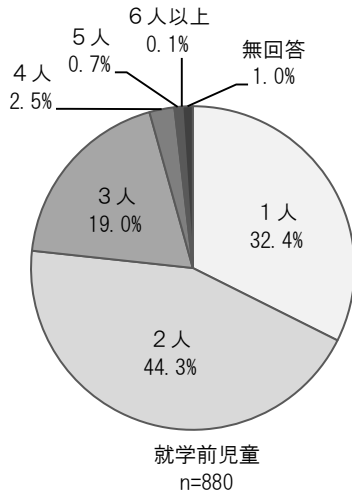
## (2) 子育て世帯の子どもの人数と主な保育者の状況

調査結果から子育て世帯の子どもの人数をみると、就学前児童の世帯では「2人」、「1人」、「3人」の順、小学生の世帯では「2人」、「3人」、「1人」の順となっています。そのうち「2人」以上の世帯の割合は就学前児童で62.7%、小学生で82.2%となり、小学生の世帯が19.5<sup>ポイント</sup>高くなっています。

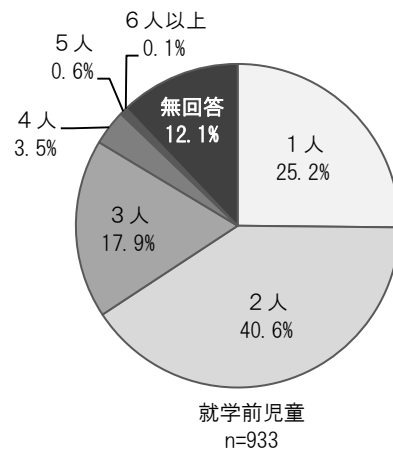
前回調査（H25）と比較すると、就学前児童・小学生ともに子どもが「1人」世帯の割合は低くなっています。また、小学生では子どもが「3人以上」世帯の割合が8.6<sup>ポイント</sup>高くなり、多子世帯が増えている状況がうかがえます。

### ■ 子育て世帯の子ども人数

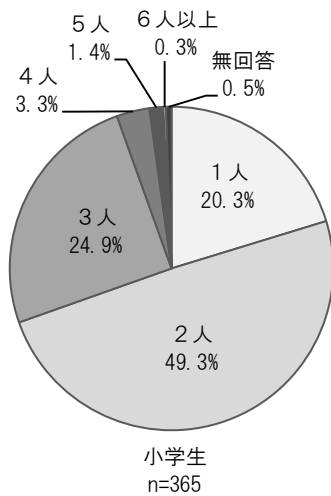
《H25 調査（就学前児童）》



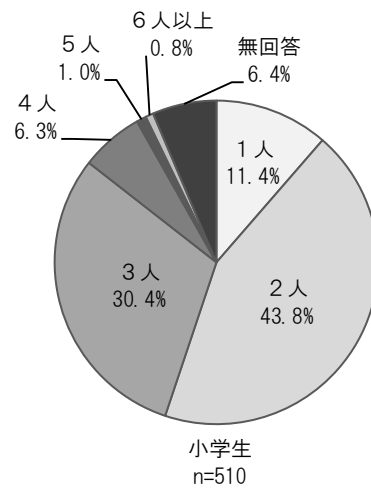
《H30 調査（就学前児童）》



《H25 調査（小学生）》



《H30 調査（小学生）》

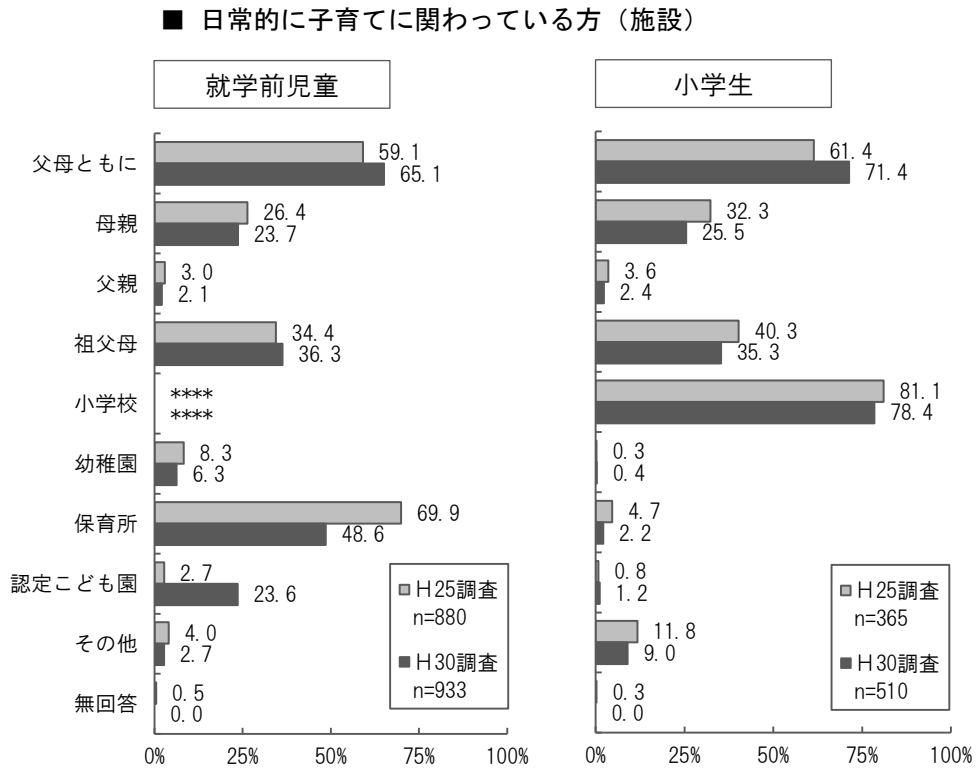


資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果



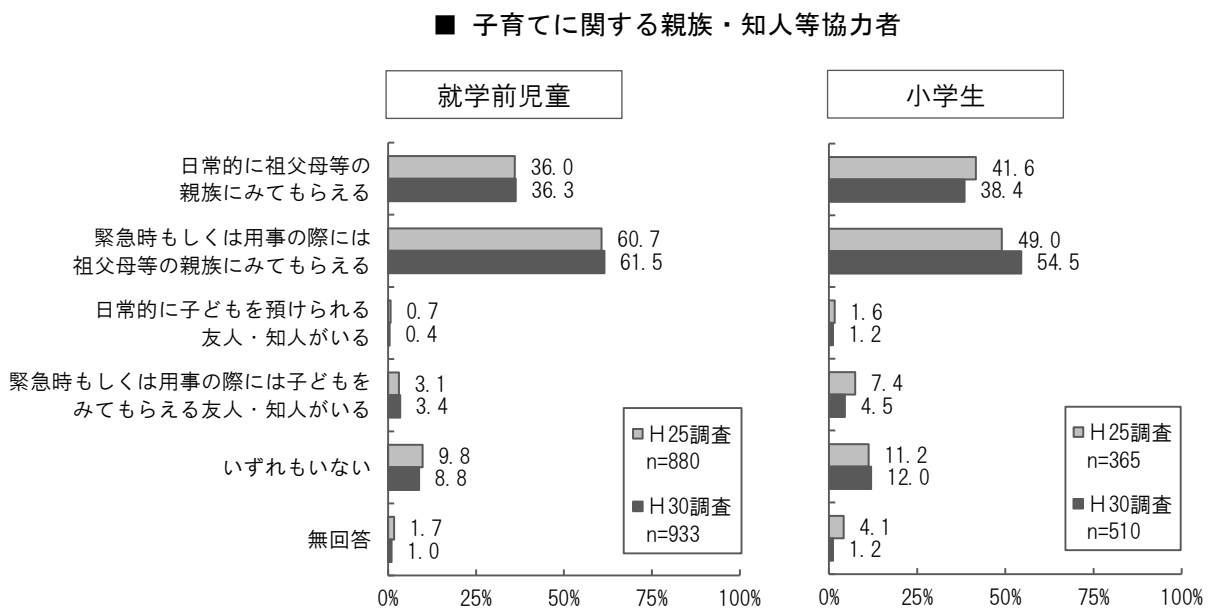
日常的に子育てに関わっている方（施設）をみると、就学前児童では「父母ともに」（65.1%）、小学生では「小学校」（78.4%）の割合が最も高くなっています。

前回調査（H25）と比較すると、就学前児童・小学生ともに「父母ともに」と回答した割合が高くなっています。

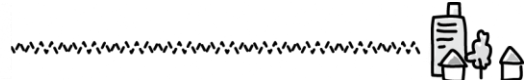


資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

主な親族等協力者が「いずれもない」と回答した割合は、就学前児童では前回調査（H25）より低くなり、一方、小学生ではやや高くなっています。



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果



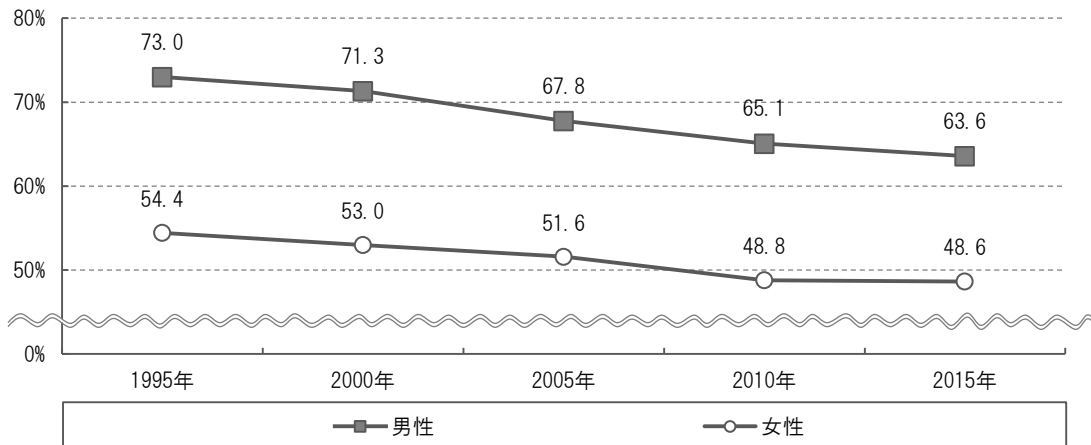


### 3 保護者の就労・育児休業制度利用の状況

#### (1) 就業率の推移

本市の15歳以上の就業率をみると、1995（平成7）年から2015（平成27）年にかけて男女ともに低下しています。

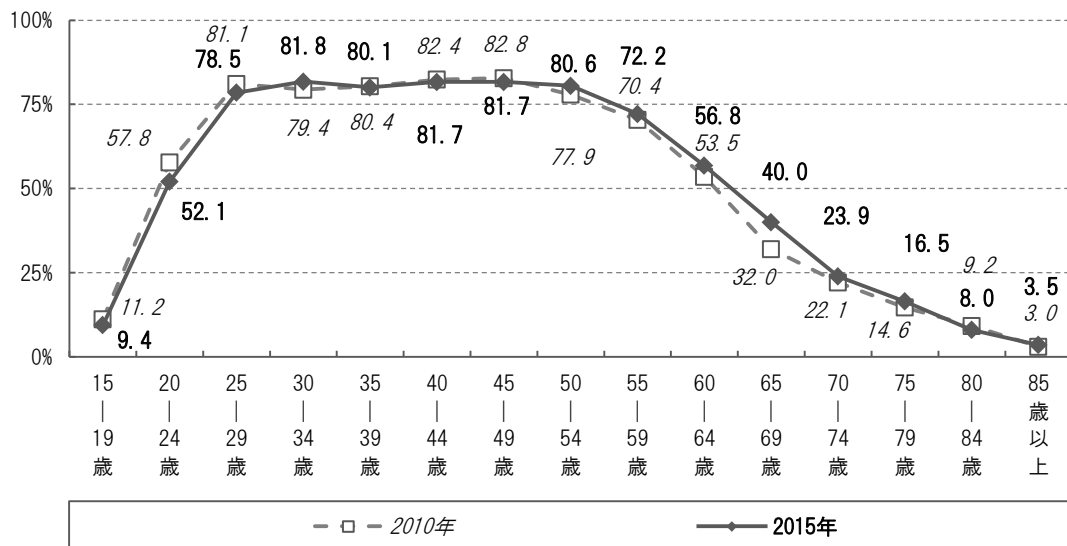
■ 男女別就業率の推移



資料：国勢調査

女性の年齢別労働力率をみると、結婚前と子どもの育児（子育て）期間終了後に上昇するM字カーブは本市ではほとんど現れず、特に2015（平成27）年は通常低くなる30～44歳でも80%以上と高くなっています。

■ 女性の年齢別労働力率



資料：国勢調査



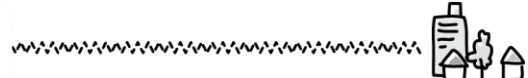
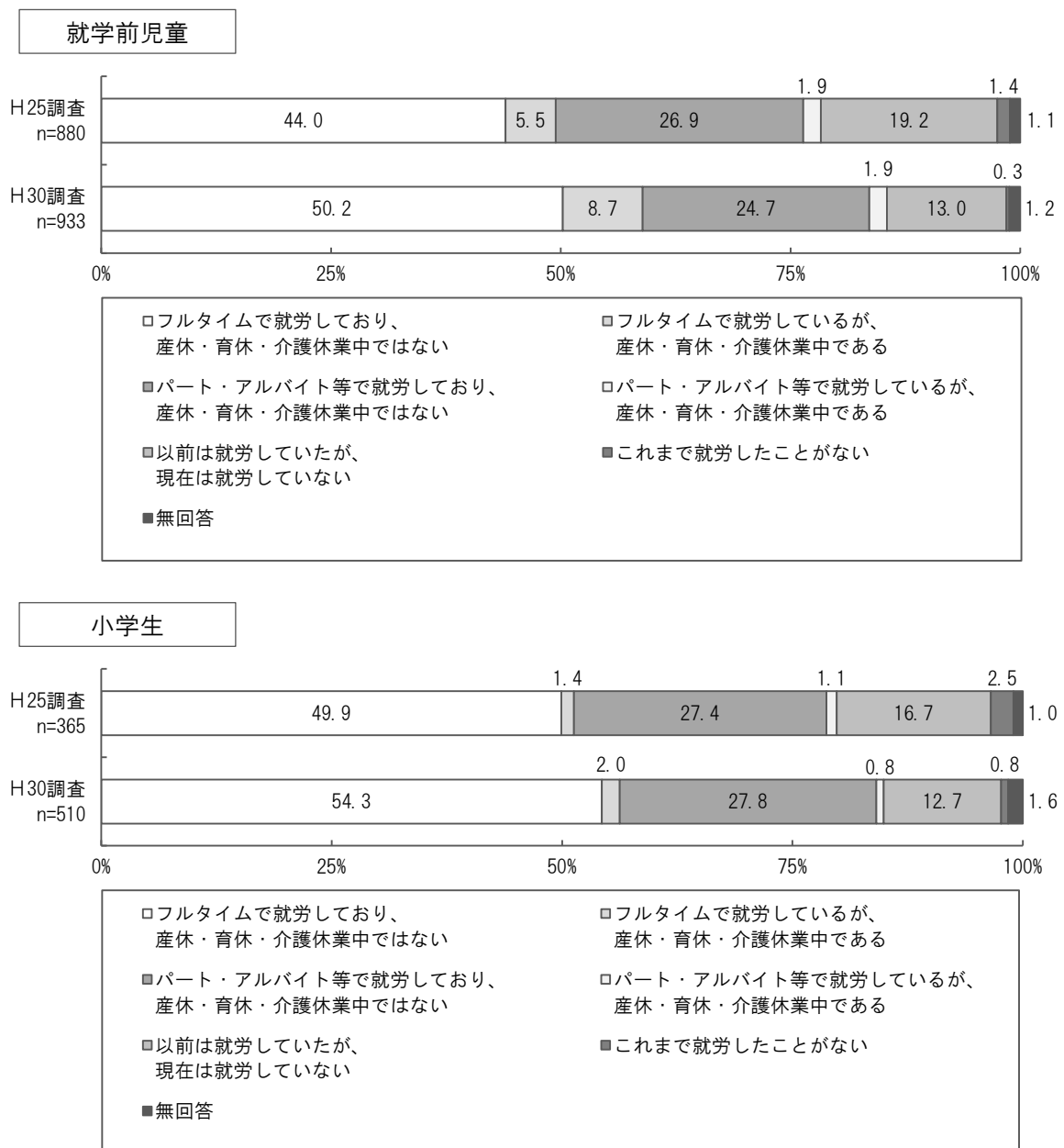


## (2) 母親の就労状況

母親の就労状況を見ると、「フルタイムで就労している」「パート・アルバイト等で就労している」を合わせた現在就労している方は、就学前児童では85.5%、小学生では84.9%となっています。そのうち産休・育休・介護休業を取得中の方は、就学前児童で10.6%、小学生では2.8%となっています。

前回調査(H25)と比較すると、就労している母親の割合は、就学前児童では7.2<sup>ポイント</sup>、小学生では5.1<sup>ポイント</sup>高くなっています。また、産休・育休・介護休業を取得中の母親の割合も就学前児童では3.2<sup>ポイント</sup>、小学生では0.3<sup>ポイント</sup>高くなっています。

■ 母親の就労状況

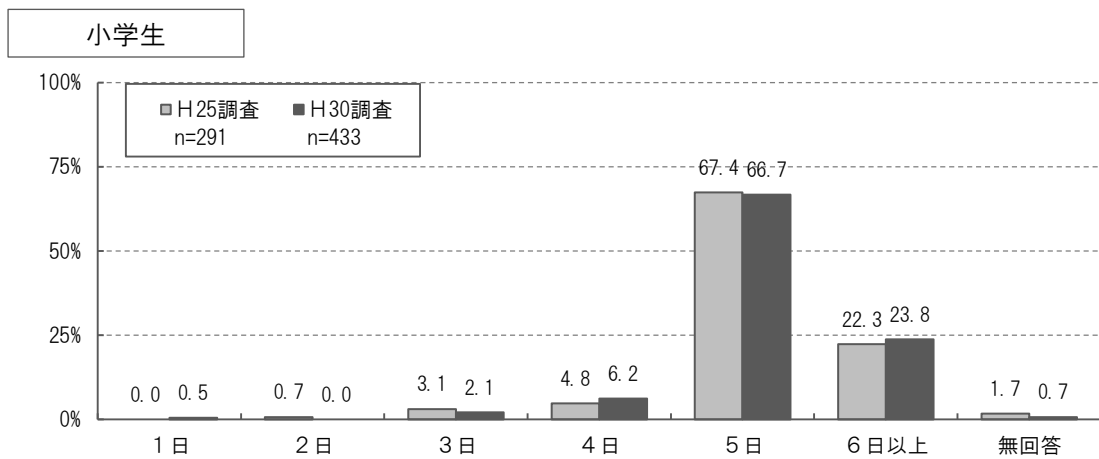
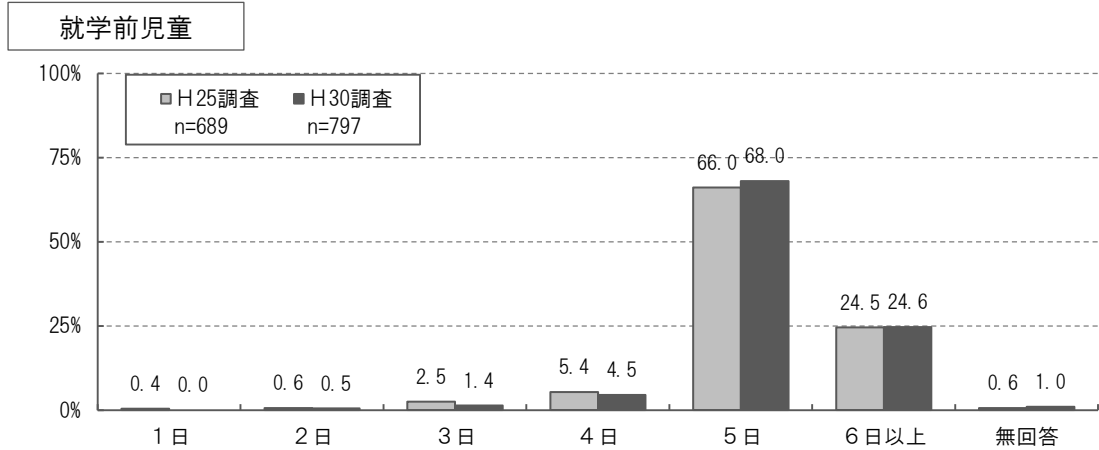




母親の1週当たりの就労日数をみると、就学前児童・小学生ともに「5日」(68.0%・66.7%)の割合が最も高くなっています。

前回調査(H25)と比較すると、就学前児童・小学生ともに週に「6日以上」働いている母親の割合はやや高くなっています。

■ 母親の就労日数(1週当たり)



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

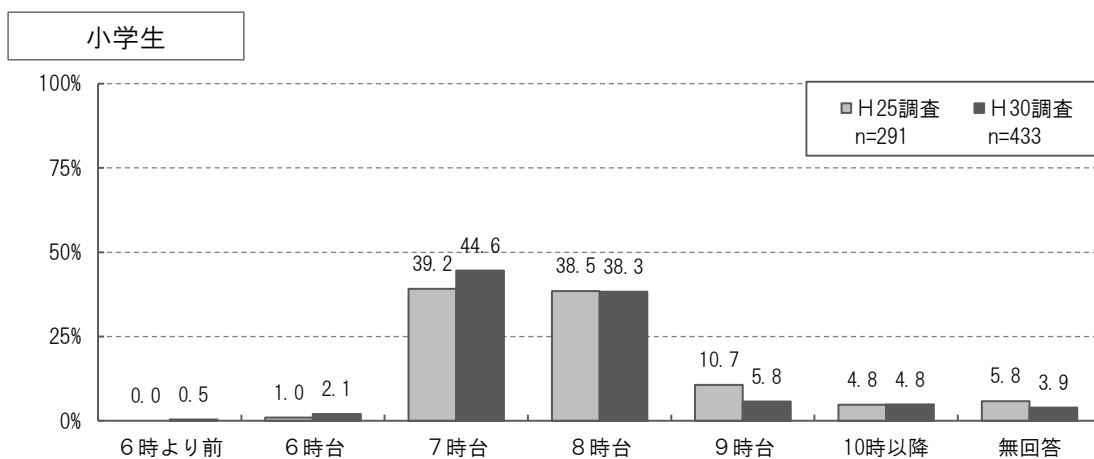
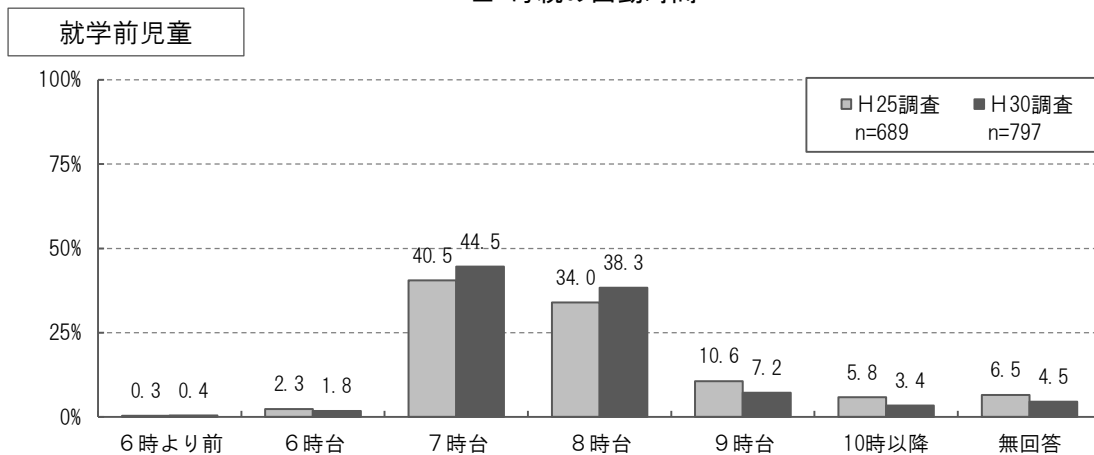




母親の出勤時間は、就学前児童・小学生ともに「7時台」（44.5%・44.6%）の割合が最も高く、次いで「8時台」（各38.3%）となっています。

前回調査（H25）と比較すると、就学前児童・小学生ともに「7時台」に出勤する母親の割合が高くなっています。

■ 母親の出勤時間



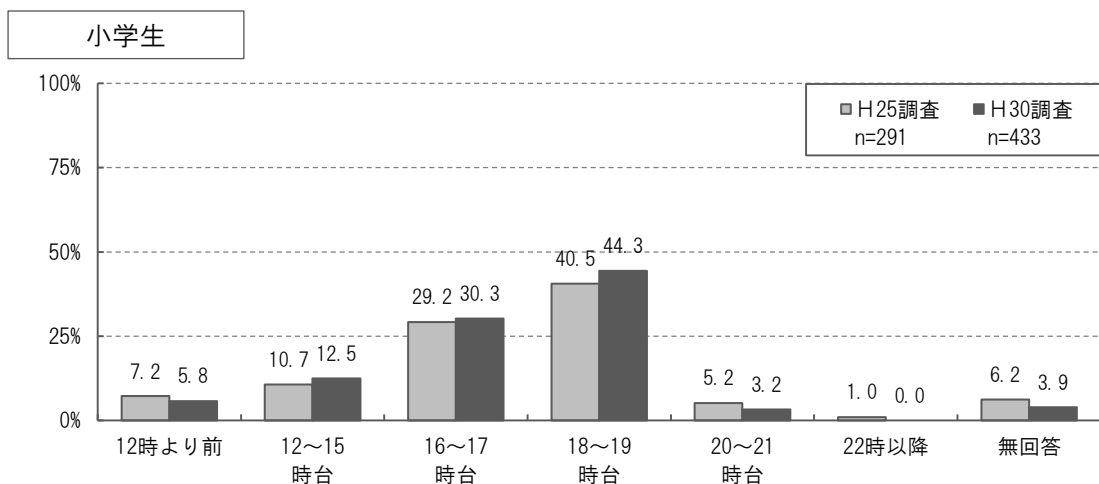
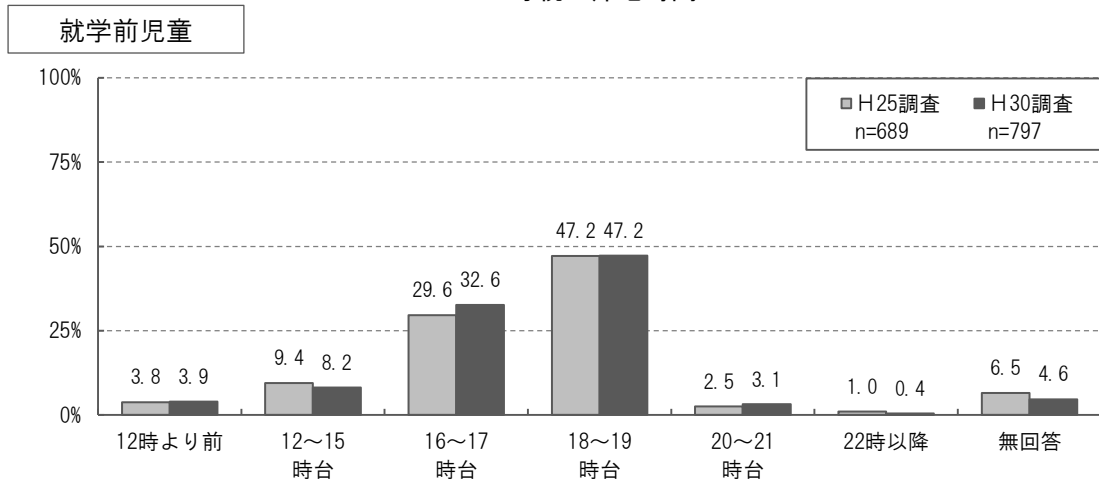
資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果



母親の帰宅時間は、就学前児童・小学生ともに「18～19時台」（47.2%・44.3%）の割合が最も高く、次いで「16～17時台」（32.6%・30.3%）となっています。

前回調査（H25）と比較すると、大きな変化はないものの、小学生では「18～19時台」の割合が3.8ポイント高くなっています。

■ 母親の帰宅時間



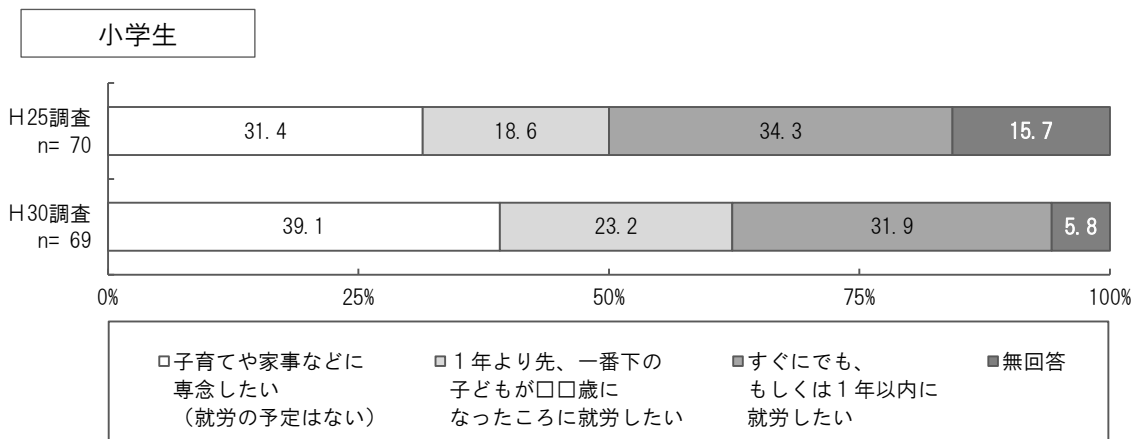
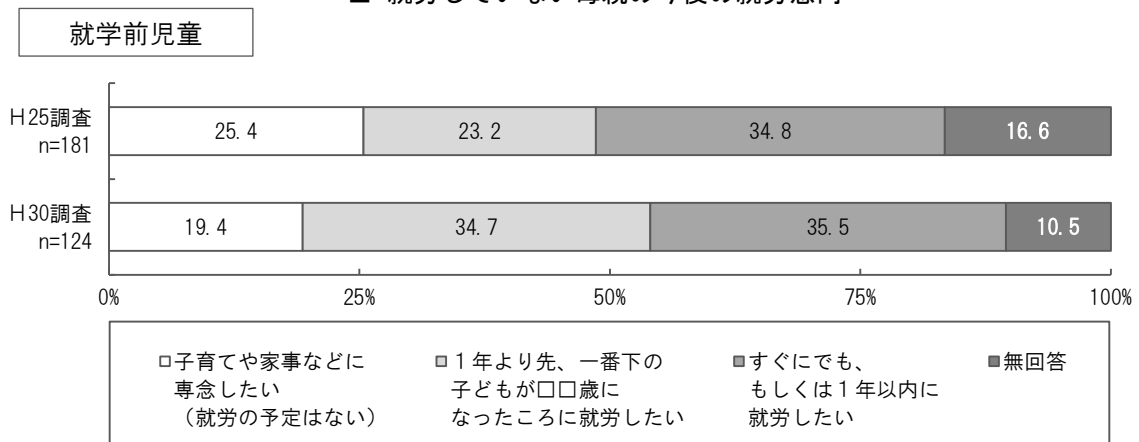
資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果



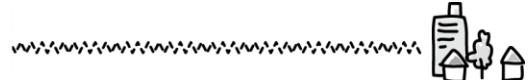
現在就労していない母親の今後の就労意向をみると、就学前児童では「すぐにも、もしくは1年以内に就労したい」（35.5%）、小学生では「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」（39.1%）の割合が最も高くなっています。

前回調査（H25）と比較すると、就学前児童では「1年より先、一番下の子どもが□□歳になったところに就労したい」母親の割合が11.5<sup>ポイント</sup>高くなっています。また、小学生では「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」の割合が7.7<sup>ポイント</sup>高くなっています。

■ 就労していない母親の今後の就労意向



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果



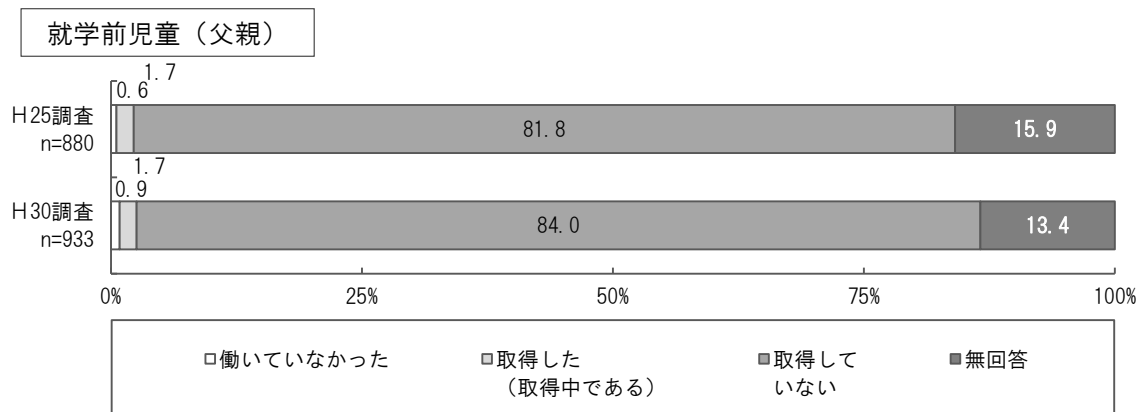
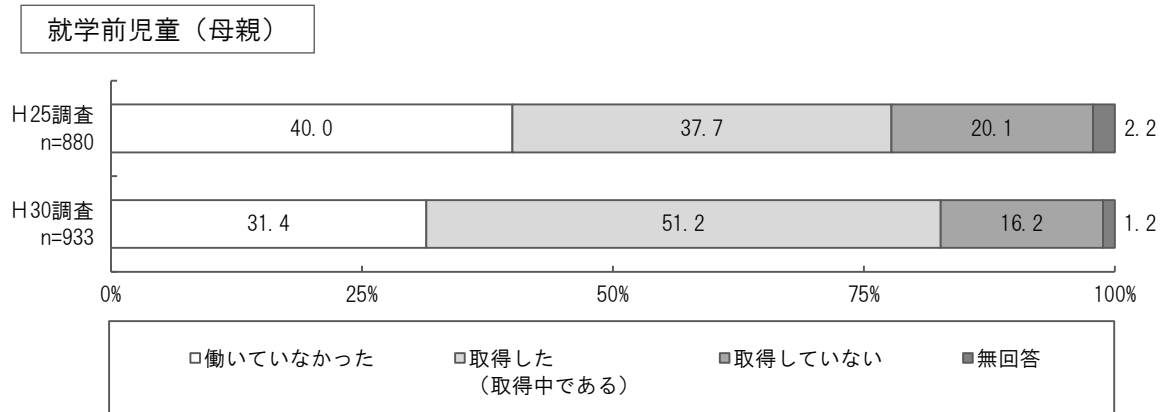


### (3) 育児休業制度利用の状況

育児休業制度の利用状況をみると、「取得した（取得中である）」母親は51.2%、父親は1.7%となっています。

前回調査（H25）との比較をみると、「取得した（取得中である）」母親は13.5<sup>ポイント</sup>高くなっています。

■ 育児休業制度の利用状況



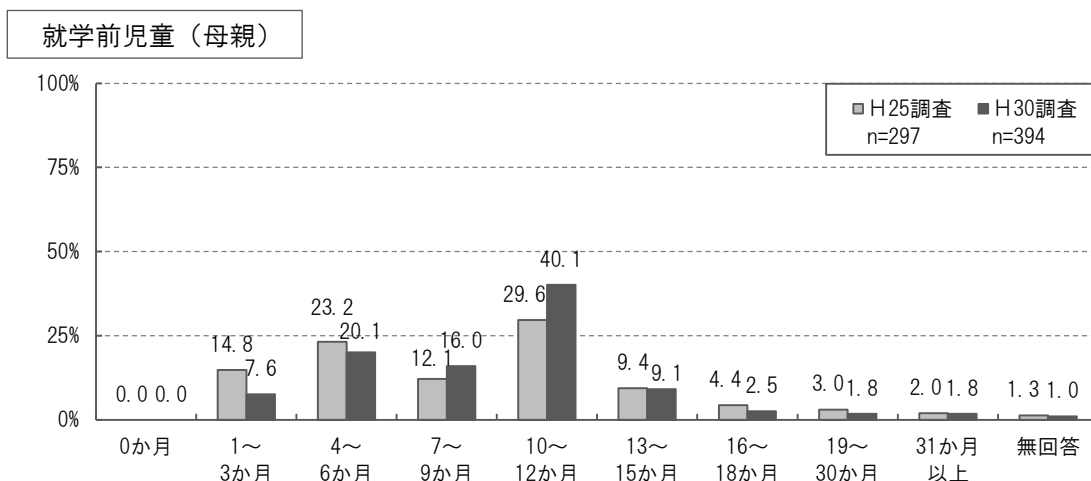
資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果



母親が育児休業から復帰したときの子どもの実際の月齢をみると、「10～12か月」（40.1％）の割合が最も高く、次いで「4～6か月」（20.1％）となっています。

前回調査（H25）との比較をみると、「1～6か月」では前回の割合を下回るものの、「7～12か月」では上回っていることから、育児休業の取得期間が長くなっている現状がうかがえます。

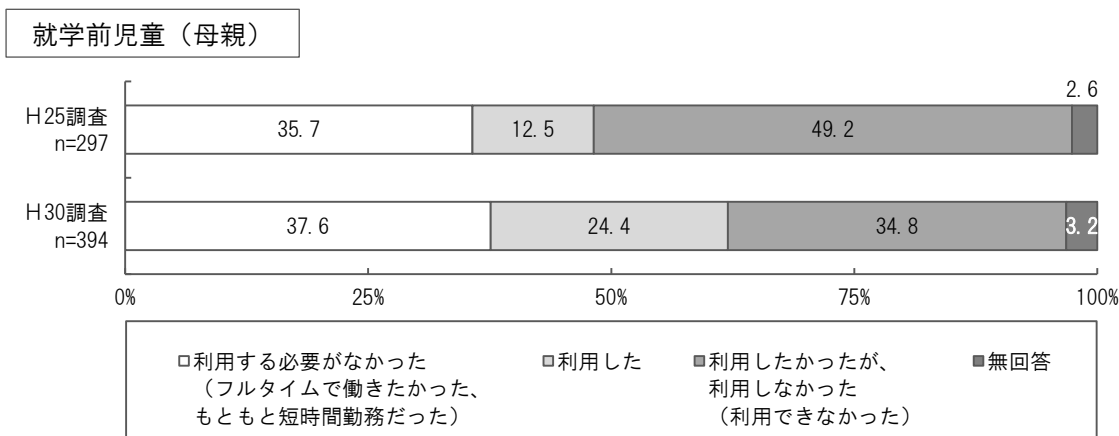
■ 育児休業から復帰したときの子どもの実際の月齢



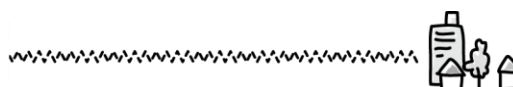
資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

職場復帰時における短時間勤務制度の利用状況をみると、「利用した」母親は24.4％となり、前回調査と比較すると、11.9ポイント高くなっています。

■ 職場復帰時における短時間勤務制度の利用状況



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果





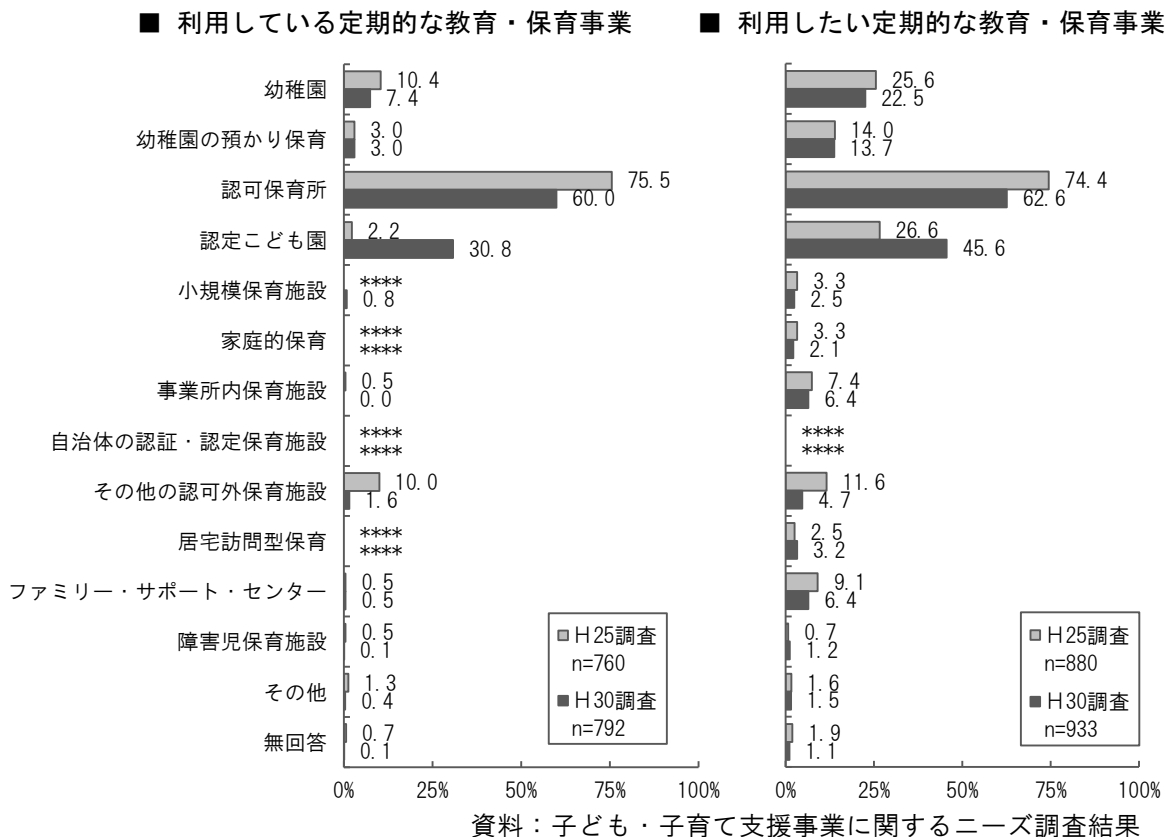
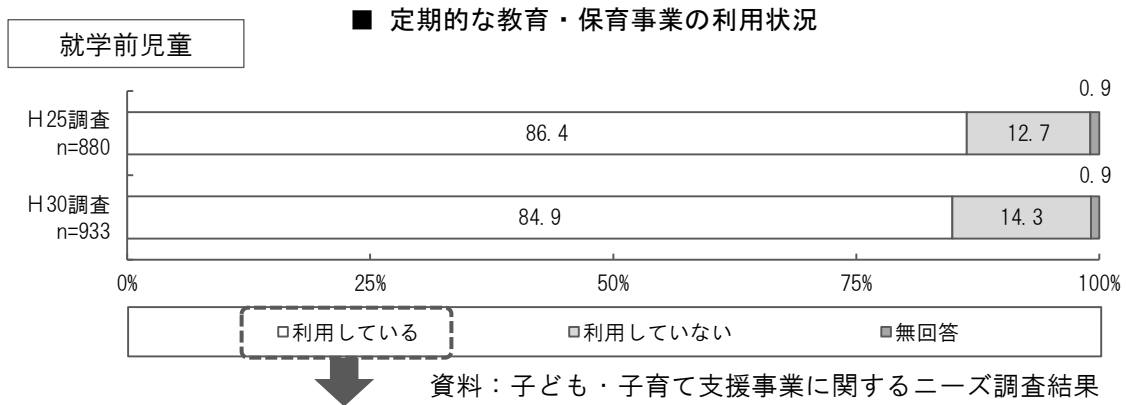
## 4 子育て支援事業の利用状況

### (1) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

定期的な教育・保育事業を「利用している」就学前児童は84.9%となっています。

利用している教育・保育事業は、「認可保育所」(60.0%)の割合が最も高く、次いで「認定こども園」(30.8%)となっています。また、実際の利用と利用希望との差をみると、「幼稚園」で15.1<sup>ポイント</sup>、「認定こども園」で14.8<sup>ポイント</sup>、「幼稚園の預かり保育」で10.7<sup>ポイント</sup>となり、いずれも希望が高い状況です。

前回調査(H25)との比較をみると、定期的な教育・保育事業の利用割合は1.5<sup>ポイント</sup>低くなっています。また、利用している教育・保育事業は「認定こども園」が2.2%から30.8%と高くなっています。





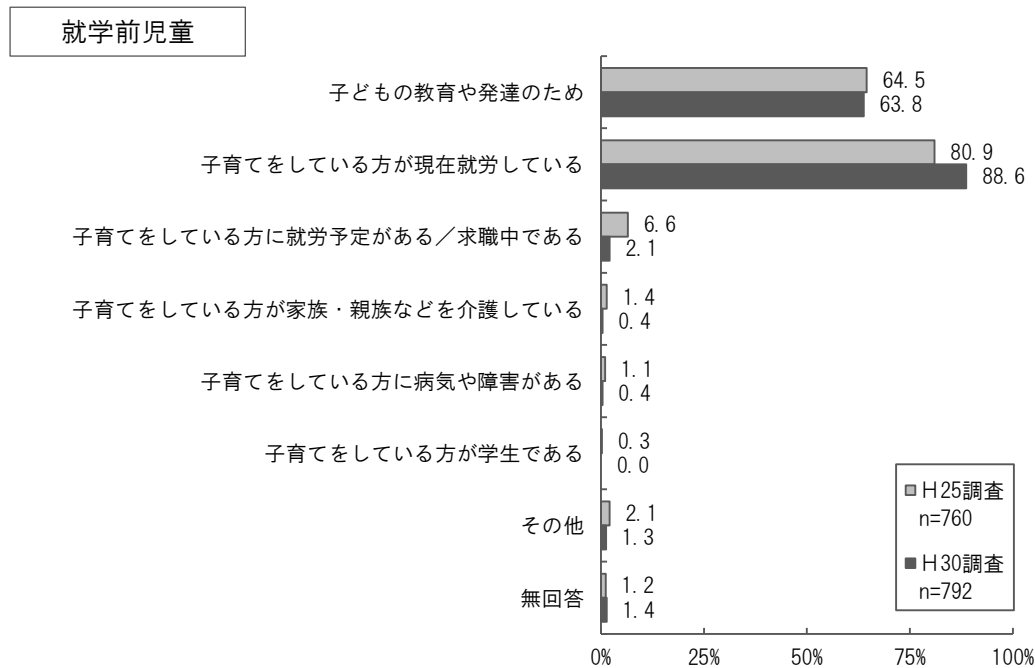


## (2) 平日の定期的な教育・保育事業を利用する理由と利用しない理由

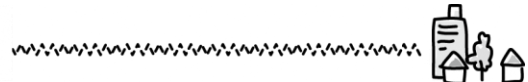
平日に教育・保育事業を利用している理由は、「子育てをしている方が現在就労している」(88.6%)の割合が最も高く、次いで「子どもの教育や発達のため」(63.8%)となっています。

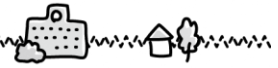
前回調査(H25)との比較をみると、「子育てをしている方が現在就労している」の割合は、7.7<sup>ポイント</sup>高くなっています。

■ 平日に教育・保育事業を利用している理由



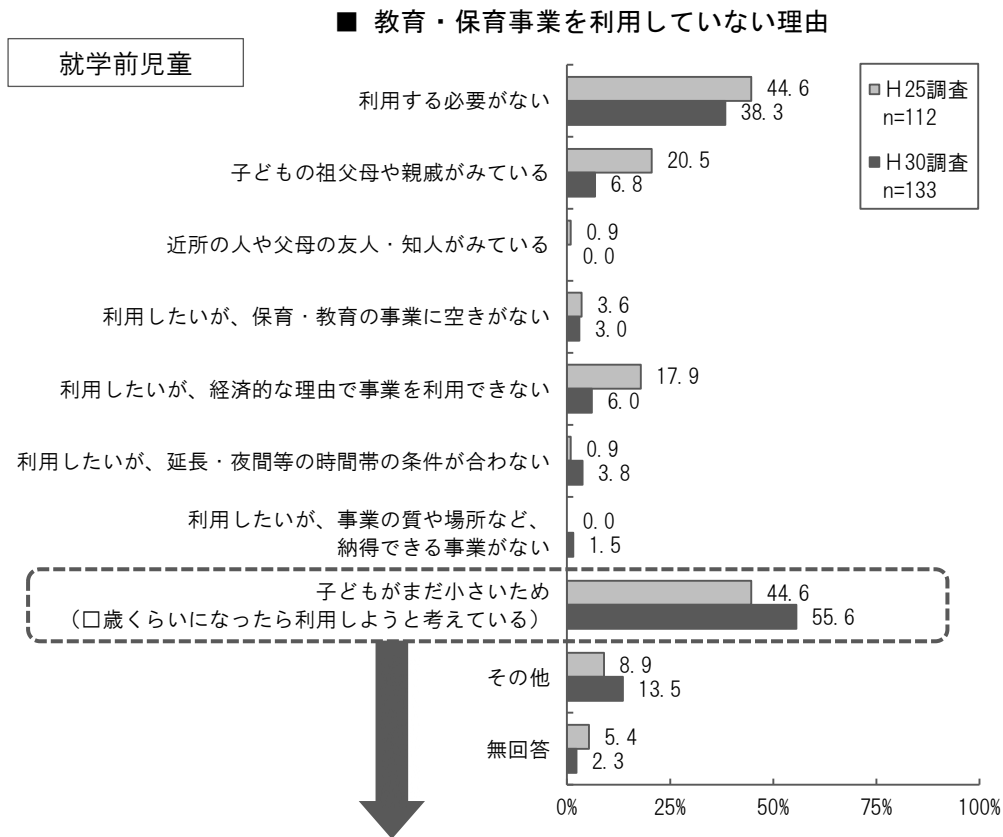
資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果



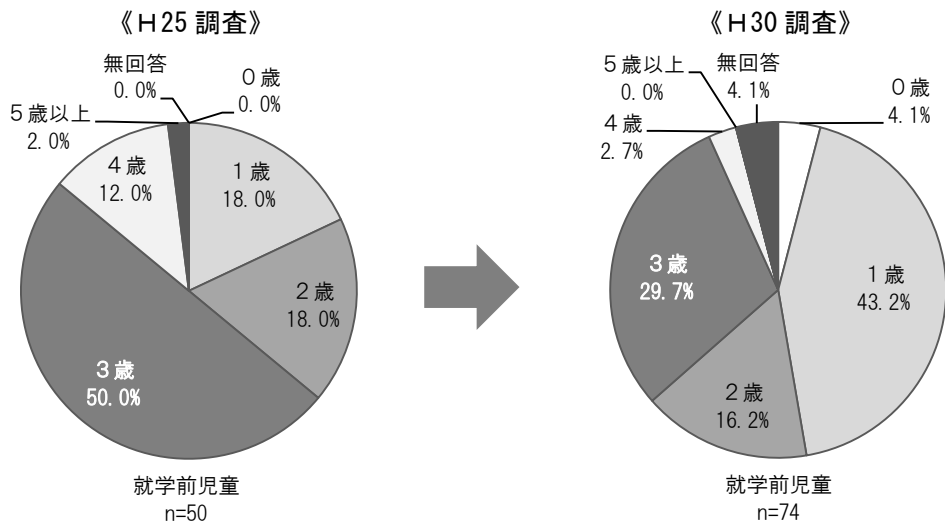


利用していない理由は、「子どもがまだ小さいため（〇歳になったら利用しようと考えている）」（55.6%）、「利用する必要がない」（38.3%）で割合が高くなっています。また、「子どもがまだ小さいため」と回答した方のうち43.2%は、「1歳」から利用しようと考えています。

前回調査（H25）との比較をみると、「利用する必要がない」方は6.3ポイント低くなっています。また、「利用したいが、経済的な理由で事業を利用できない」方の割合は11.9ポイント低くなっています。



■ 利用を開始したい子どもの年齢



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

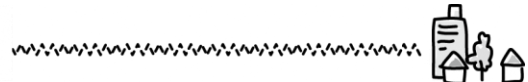


## 5 施策の進捗評価

「第一期計画」は、7つの基本目標と22の推進施策並びに78の具体的な事業により構成され、その結果として「推進できた」は76事業（97.4%）、「実施中で推進が見込まれる」は2事業（2.6%）という進捗評価となりました。

■ 第一期計画における施策の進捗評価

施策名	事業数	(A) 推進 できた	(B) 実施中で 推進が見 込まれる	(C) 実施した が見直し が必要	(D) 未実施
計画全体	78	76	2	0	0
基本目標1 地域における子育て支援の充実	14	14	0	0	0
(1) 保育サービスの充実	6	6	0	0	0
(2) 地域における子育ての支援	2	2	0	0	0
(3) 子育て支援ネットワークづくり	3	3	0	0	0
(4) 児童健全育成支援の充実	3	3	0	0	0
基本目標2 親と子の健康確保および増進	17	17	0	0	0
(1) 子どもや母親の健康の確保	11	11	0	0	0
(2) 食育の推進	3	3	0	0	0
(3) 思春期保健対策の充実	2	2	0	0	0
(4) 小児医療体制の整備	1	1	0	0	0
基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	16	14	2	0	0
(1) 次代の親の育成	16	14	2	0	0
(2) 子どもの生きる力の育成にむけた学校教育の整備					
(3) 家庭や地域の教育力の向上					
(4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進					
基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備	5	5	0	0	0
(1) 安全な道路交通環境の整備	5	5	0	0	0
(2) 安全で安心できるまちづくりの推進					
基本目標5 子育てと仕事の調和の実現	4	4	0	0	0
(1) 多様な働き方の実現および男女共同参画社会の推進	4	4	0	0	0
(2) 仕事と家庭の調和					



施策名	事業数	(A) 推進 できた	(B) 実施中で 推進が見 込まれる	(C) 実施した が見直し が必要	(D) 未実施
基本目標 6 子どもの安全確保の推進	10	10	0	0	0
(1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進	10	10	0	0	0
(2) 子どもを犯罪の被害から守るための活動の推進					
(3) 被害に遭った子どもの保護の推進					
基本目標 7 要保護児童へのきめ細やかな取組の推進	12	12	0	0	0
(1) 児童虐待防止対策の充実	12	12	0	0	0
(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進					
(3) 障害児施策の推進					

※各事業の評価については第4章に記載



## 6 本市における子育て支援に関わる現状と課題

本計画の策定にあたっては、ニーズ調査の結果や「第一期計画」の7つの基本目標に基づき、現状と課題をあげました。これらの課題を解決するための施策を優先的に推進します。

### 【基本目標1】 地域における子育て支援の充実

---

今後、全体の人口減少に伴い、少子化・核家族化が進むと見込まれる一方、勤務形態の多様化、母親の就業率の増加に伴い保護者が昼間家庭にいない家庭の増加により、延長保育・休日保育など、多様な幼児教育・保育サービスの充実や放課後の児童の居場所づくり、地域における子育て支援が必要と考えられます。

### 【基本目標2】 親と子の健康確保および増進

---

子どもと母親の健康の保持・増進を図るため、妊産婦および乳幼児等を対象とした健康診査・健康相談、食育指導および思春期保健対策、子ども医療費給付事業等を実施しています。

今後は、母子の健康管理を図り、異常・疾病等の早期発見に努め、妊娠期から出産・子育てまで切れ目のない支援にさらに取り組むことで、子育ての孤立化を防ぎ、より安心して子どもを産み育てられる環境、心身ともに健やかに成長できる環境の充実を図る必要があります。

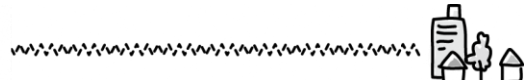
### 【基本目標3】 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

---

本市には、小学校16校、中学校9校があり、家庭や地域と連携した取り組みを行い、確かな学力と豊かな心の育成を図っています。一方、幼児教育・保育施設等は31か所あり、提供体制を確保しているものの幼児教育・保育の質の向上のための体制整備が求められています。

また、教育の原点である家庭教育の質の向上のため、家庭教育に関する講座等を実施するなど家庭教育に向けた支援にも取り組んでいます。

近年のインターネット等で有害情報が氾濫する中、携帯電話を介して子どもが犯罪に巻き込まれるなど、社会問題となっています。子ども・保護者への被害防止のための啓発を図る必要があります。



#### 【基本目標4】 子育てを支援する生活環境の整備

---

子どもが安全に安心して登校・通園ができ、休日にも安全に過ごすことができるよう道路環境の整備を図るため、道路整備時における安全対策への配慮、通学路や日常的に利用する散歩道の安全状況の確認を行っています。今後も継続した取り組みが必要です。

#### 【基本目標5】 子育てと仕事の調和の実現

---

仕事は、暮らしを支え生きがいや喜びをもたらすものですが、同時に家事・育児や地域活動も暮らしに欠かすことができないものです。そのどちらも充実してこそゆとりある子育てができると考えられます。しかし、安定した仕事につけない、仕事と子育てや介護との両立に悩むなど、仕事と生活の間で問題を抱える人が多くみられます。

これらが、将来の不安につながり少子化へつながる要因の一つと考えられます。

それらを解決する取り組みとして、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現や男女共同参画社会の実現が求められています。

#### 【基本目標6】 子どもの安全確保の推進

---

近年、交通事故や刑法犯の認知件数は減少しているものの、人身事故件数は県平均より高く、犯罪も巧妙化・悪質化しており、子どもの日常生活が脅かされています。本市では、WHOの推奨する「セーフコミュニティ」の認証を2009（平成21）年度に受け、2014（平成26）年度に再認証・2019（令和元）年度に再々認証を受けました。

事故・犯罪・暴力・自殺などを行政・組織・団体・住民の協働で予防し、その方法を科学的な視点から確認し改善につなげていくための継続的な取り組みが必要です。

#### 【基本目標7】 要保護児童へのきめ細やかな取組の推進

---

近年、子育て中の若い世代の離婚増加に伴い、ひとり親世帯が増えています。自立した社会生活を送れるよう経済的な不安定さへの支援が必要です。

また、子どもの虐待にかかる相談件数は増加しており、相談内容の複雑・深刻化、対応が長期化する傾向が見られます。要保護児童対策地域協議会関係機関と連携した対応、妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や支援を実施することが求められています。

障がいのある子や発達に心配のある子の成長段階に応じた健全な発達が図られ、障がいや発達に応じて適切な支援が受けられるよう保育施設・学校などの関係機関の連携や支援充実が必要です。



## 第3章

# 計画の基本的な考え方









## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の基本理念等

「子ども・子育て支援事業計画」の前身にあたる「次世代育成支援行動計画」では、「水と緑の輝くこのまちで 家庭や地域が手を携えて 個性豊かな子どもを育てよう」を基本理念として、地域における子育て支援サービスや幼児教育・保育サービスの充実をはじめ、子どもの教育環境の充実等、幅広い施策の展開を図ってきました。

2015（平成27）年に策定した「十和田市子ども・子育て支援事業計画」は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として、国が定めた基本指針を踏まえつつ、この基本理念の根幹を継承し、新たな基本理念を「～水と緑の輝くこのまちで 家庭や地域が手を携えて 個性豊かな子どもを育てよう～ いつでも親子の笑い声が聞こえるまち ぐらしに感動が実感できるまち とわだ」と決めました。

また、本市の総合計画では、将来都市像として「わたしたちが創る希望と活力あふれる十和田」が謳われています。これは、このまちに暮らす市民の知恵と力を最大限に活かし、子育て・教育、健康福祉分野はもとより、様々な分野においてまちづくりを推進することで、より多くの人々から「住みたい」「住み続けたい」「訪れたい」まちとして強く支持されるよう掲げたものです。

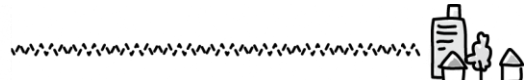
本計画の策定にあたり、子ども・子育て支援はすべての子どもが健やかに成長できるよう、良質かつ適切な子ども・子育て支援を提供するとともに、子育て家庭の経済的負担の軽減に配慮した施策を推進するために、第一期計画の基本理念を継承し、実現に向けさらなる追求に努めていきます。

#### 基本理念

～ 水と緑の輝くこのまちで 家庭や地域が手を携えて  
個性豊かな子どもを育てよう ～  
いつでも親子の笑い声が聞こえるまち  
ぐらしに感動が実感できるまち とわだ

次代を担う子どもたちが、健やかに生まれ育ち、恵まれた環境の中で元気にいつまでも住み続け、この素晴らしい十和田市をいつまでも忘れることなく、次世代の親として安心して子どもを生み、子育てを通して親子がともに喜びを実感できる魅力あるまちづくりを目指します。

子育てとは本来、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する姿



に感動して、親も親として成長していくという大きな喜びや生きがいをもたらす尊い営みです。

保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識を前提とし、また、家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識のもと、すべての子どもが未来に希望を持って成長できる社会を築いていく必要があります。

本市では、保護者が子育てに不安や負担ではなく喜びや生きがいを感じることができ、そして未来の社会を創り、担う存在であるすべての子どもが大事にされ、健やかに成長できるような社会、すなわち「子どもの最善の利益」が実現される地域社会の実現を目指します。



## 2 計画の基本目標

本計画の基本理念を実現するために、第一期計画の7つの基本目標を踏襲しながら総合的・包括的な目標として再設定し、子ども・子育て支援に係る施策の展開を図ります。

### 基本目標1 地域における子育て支援の充実

---

子どもの幸せを第一に考えて、子育てをしているすべての人が安心してゆとりある子育てができるよう、地域における様々な子育ての支援に努めます。

### 基本目標2 親と子の健康確保および増進

---

母子保健は、生涯を通じて健康的な生活を送る第一歩であり、次の世代の人々を健やかに生み育てるための基礎となることから、安心して妊娠・出産・子育てができるように妊娠初期からの正しい知識の普及と保健指導の充実に努めます。

### 基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

---

次代を担う子どもたちが、心豊かに人を思いやる気持ちを抱き、家庭が教育の原点であり、出発点であるとの認識のもと、基本的な生活習慣やモラル、自立心や自制心を身に付けるための教育、学校や幼児教育・保育施設等をはじめとする関係機関で推進します。

### 基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備

---

子どもと親がともに安全かつ安心して生活できる環境（公園、道路、居住空間など）の整備に努めます。

### 基本目標5 子育てと仕事の調和の実現

---

子育てと仕事の調和の実現を図るため、幼児教育・保育サービスの充実と育児休業取得促進、長時間労働対策に向けた企業への啓発、男女共同参画の推進に努めます。

### 基本目標6 子どもの安全確保の推進

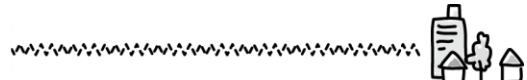
---

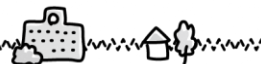
子どもを犯罪から守るため、学校、家庭、地域が協力し関係機関の協力の下、安全な生活環境の整備に努めます。

### 基本目標7 要保護児童へのきめ細やかな取組の推進

---

すべての子どもの権利と自由を守るため、児童虐待防止、ひとり親世帯の自立支援、障害児施策の充実に努めます。





### 3 施策の体系図

#### 《基本理念》

